

返戻レセプトの再請求等について

1 レセプトの再請求について

(1) 再請求方法

ア 紙請求・媒体請求医療機関等

返戻されたレセプト等の返戻理由を御確認いただき、訂正の上、再請求ください。
紙レセプトにて再請求する場合は、本会ホームページの「診療(調剤)報酬請求総括票、請求書及び紙レセプトの提出方法について」を御参照ください。

イ オンライン請求医療機関等

返戻されたレセプト等の返戻理由を御確認いただき、原則オンラインにて再請求ください。

「請求命令附則第4条第5項による猶予届出書」(医科・歯科・調剤)、または「オンライン請求導入の猶予届出書」(訪問看護)を提出された医療機関等で、紙レセプトにて再請求する場合は、本会ホームページの「診療(調剤)報酬請求総括票、請求書及び紙レセプトの提出方法について」を御参照ください。

連記式明細書で御請求いただいているものについては、従前どおりとなります。

(2) 査定があるレセプトについて

返戻されたレセプトに査定がある場合は、必ず査定がある原本レセプトで再請求ください。訂正または病名追加及び点数等の変更は原則認められません。

査定に不服の点がありましたら、再審査請求書により再審査を申し立ててください。

2 返戻レセプトの訂正について

給付割合・本家入外区分を訂正する場合、下表を参考に特記事項欄の所得区分について併せて確認のうえ、再請求ください。

国保医療

後期高齢者医療（令和4年9月診療分以前）

給付割合	本家入外	特記事項 ※いずれかひとつ
7割	9 高入7	26区ア
	0 高外7	27区イ 28区ウ
8割 又は9割	7 高入一	29区エ
	8 高外一	30区オ

後期高齢者医療（令和4年10月診療分以降）

給付割合	本家入外	特記事項 ※いずれかひとつ
7割	9 高入7	26区ア
	0 高外7	27区イ 28区ウ
8割	7 高入一 8 高外一 (一般Ⅱ)	41区カ
	7 高入一 8 高外一 (一般Ⅰ)	42区キ
9割	7 高入一 8 高外一 (低所得Ⅰ)	30区オ
	8 高外一 (低所得Ⅱ)	